

平成 17 年 10 月 1 日
17 (規程) 第 62 号
(改正) 平成 21 年 12 月 1 日
21 (規程) 第 42 号
(改正) 平成 25 年 3 月 26 日
24 (規程) 第 56 号
(改正) 平成 26 年 6 月 30 日
26 (規程) 第 32 号
(改正) 平成 27 年 4 月 14 日
27 (規程) 第 2 号
(改正) 平成 29 年 12 月 25 日
29 (規程) 第 60 号
(改正) 令和元年 8 月 27 日
令 01 (規程) 第 27 号

○ 役員退職金支給規程

(総則)

第 1 条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「機構」という。) の役員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第 2 条 退職金は、役員が退職し又は解任されたときにはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 23 条第 2 項の規定により解任されたとき (同条同項第 1 号の規定により解任されたときを除く。) は、当該役員には退職金は支給しない。

- 2 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由がある場合を除き、次条に定める業績勘案率に関する文部科学大臣の決定があった日から 1 月以内に支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を 1.0 として算出する退職金の額以内の額 (以下この条において「暫定退職金額」という。) を、役員の退職の日以降に支給することができる。
- 4 前項の規定により暫定退職金額が支給された場合は、当該暫定退職金額は第 1 項の規定により支給する退職金の額 (以下この項において「決定支給額」という。) の内払とみなし、次条に定める業績勘案率が決定した日以降遅滞なく決定支給額と当該暫定退職金額の差額を精算する。
- 5 前各項の規定にかかわらず非常勤役員には退職金は支給しない。

(退職金の額)

第 3 条 退職金の額は、在職期間 1 月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日 (以下「退職の日」という。) におけるその者の本給月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 4 条の 2 第 1 項及び第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間 (以下「役職別期間」という。) 1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に 100 分の 10.4625

の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職金の返納等)

第 3 条の 2 退職金の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 11 条から第 18 条までの規定を準用する。

この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「機構」、「退職手当・恩給審査会等」とあるのは、「退職金審査会」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 第 3 条第 1 項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

第 4 条の 2 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第 3 条第 1 項ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第 2 条の規定にかかわらず退職金は支給しない。

5 第 3 項に規定する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職金の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第 3 項に規定する在職期間を国家公務員退職手当法第 7 条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職金の額に相当する額とする。

6 前項の場合において当該退職の日における本給月額は、当該役員が第 3 項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎とし、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(在職期間の通算)

第 5 条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第 6 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、または生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号または第 3 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合においては父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等に近い者を先順位とする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合にはその人数によって等分して支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第 7 条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定による日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構（以下「旧法人」という。）の解散に伴い旧法人の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第 3 条に規定する在職期間にはその者の旧法人としての在職期間を含むものとする。
- 3 前項に規定する役員の機構の成立の日（以下「機構成立日」という。）の前日までの退職金の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号の一により計算した額とする。
 - (1) 平成 14 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日から引き続き在職する者にあつては、基準日の前日の本給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得た額（基準日の前日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間 1 月につき、当該異なる役職ごとの本給月額に 100 分の 36 の割合を乗じて得たそれぞれの合計額）及び平成 16 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）の前日の

本給月額に基準日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（適用日の前日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき、当該異なる役職ごとの本給月額に100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの合計額）並びに機構成立日の前日の本給月額に適用日から機構成立日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額（機構成立日の前日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき、当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの合計額）に理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額

(2) 任命の日が基準日以降適用日以前の者にあつては、適用日の前日の本給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（適用日の前日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき、当該異なる役職ごとの本給月額に100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの合計額）及び機構成立日の前日の本給月額に適用日から機構成立日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額（機構成立日の前日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき、当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの合計額）に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額

(3) 前2号に該当する者以外の者にあつては、機構成立日の前日の本給月額に任命の日から機構成立日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額（機構成立日の前日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき、当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの合計額）に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額

4 第3項の規定において、在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

ただし、各在職期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在职期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える。月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（21（規程）第42号 平成21年12月1日）

この規程は、平成21年12月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月26日 24（規程）第56号）

（施行日）

1 この規程は、平成25年3月31日から施行し、改正後の規程は平成23年4月1日から適用する。

（調整率）

2 平成25年1月1日以降に退職した役員の退職金の額は、当分の間、第3条

の規定により計算した額に 100 分の 87 を乗じて得た額とする。

(経過措置)

- 3 前項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

附 則（平成 26 年 6 月 30 日 26（規程）第 32 号）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 14 日 27（規程）第 2 号）

(施行日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 14 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(調整率及び経過措置の廃止)

- 2 附則（平成25年3月26日 24（規程）第56号）第2項及び第3項の規定は廃止する。

(平成26年度中に退職した役員の退職金の取扱い)

- 3 平成26年度中に退職し、業績勘案率が決定していない役員の退職金については、文部科学大臣による平成26事業年度に係る業務の実績等に関する評価結果を反映した業績勘案率に基づき支給する。

附 則（平成 29 年 12 月 25 日 29（規程）第 60 号）

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に退職する役員の退職金について適用する。

附 則（令01（規程）第27号 令和元年8月27日）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。